

カントリークラブ・グリーンバレイ

会員会則改定についてのお知らせ

当クラブ会員におかれましては、日頃よりご協力ご支援を賜り、誠に感謝申し上げます。
2020年6月26日開催の理事会及び取締役会承認により、下記のとおり会則が改定されました。
クラブの活性化を目的として、名誉シニア会員の資格要件緩和など、会員の皆様に名義書換をしやすいうようにさせて頂くことになりましたのでお知らせいたします。

※下線の箇所が改定された個所であります。

記

改 定 後	改 定 前
<p>(会員種別)</p> <p>第4条 本クラブの会員は記名本人とし、 会員種別は次のとおりとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(4) 名誉シニア会員 満60歳以上で本クラブの在籍期間が連続して10年以上の個人の正会員がその会員の権利を配偶者又は三親等以内の親族に譲渡する場合、会社が、その定める手続きにより名誉シニア会員資格を承認した当該譲渡個人をいい、その資格は一身専属とする。名誉シニア会員は、会社が承認したときに資格を取得する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(資格喪失及び会員死亡)</p> <p>第11条 会員は次の場合、資格を喪失する。 (1) 会員資格の譲渡 (2) 退会</p>	<p>(会員種別)</p> <p>第4条 本クラブの会員は記名本人とし、 会員種別は次のとおりとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(4) 名誉シニア会員 満<u>65</u>歳以上で本クラブの在籍期間が連続して<u>15</u>年以上の個人の正会員がその会員の権利を配偶者又は<u>二</u>親等以内の親族に譲渡する<u>ときに会社</u>が定める<u>手続きにより会社が名誉シニア会員の資格を承認した個人と</u>し、その資格は一身専属とする。名誉シニア会員は、会社が承認したときに資格を取得する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(資格喪失)</p> <p>第11条 会員は次の場合、資格を喪失する。 (1) 会員資格の譲渡 (2) 退会</p>

<p>(3) 除名 (4) 法人会員にあっては、その法人が解散したとき。</p> <p>(5) 名誉シニア会員にあっては、その資格を取得するときに正会員の権利を譲り受けた者が、その資格を喪失したとき。</p> <p>2 正会員又は平日会員が死亡したときは次の各号による。</p> <p>(1) 死亡会員の相続人は、すみやかに会社に対し、名義書換又は退会の申込をするものとし、この場合、会社は、理事会の承認を得て、当該名義書換又は退会の手続きを行う。但し、名義書換の場合、相続人は会社に対し、別に定める名義書換料を納入しなければならない。</p> <p>(2) 死亡した会員に相続する者がいないことが判明した場合、会社はその事実の判明したときに、当該死亡会員の資格が喪失したものととして扱うことができる。</p> <p>(省 略)</p> <p>第24条 本会則は、令和2年6月26日から施行する。</p> <p>○制定経過 平成 元年4月1日 制定・施行 平成21年4月1日 改定 (反社会的勢力の排除を挿入) 平成27年6月25日 改定 (入会保証金制度の削除) 平成28年3月9日 改定 (預り保証金据置期間の起算日の変更他) 平成29年6月6日 改定 (別紙 名義書換料の変更他) 令和 2年6月26日 改定 (第4条、第11条)</p>	<p>(3) 除名 (4) <u>死亡</u> (5) 法人会員にあっては、その法人が解散したとき。</p> <p>(6) <u>名誉シニア</u>会員にあっては、その資格を取得するときに正会員の権利を譲り受けた者が、その資格を喪失したとき。</p> <p>2 <u>正会員および平日会員が死亡したとき、その相続人は、所定の手続きにより理事会の承認を得て、別に定める名義書換料を納入し、名義書換することが出来る。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>第24条 本会則は、<u>平成29年6月6日</u>から施行する。</p> <p>○制定経過 平成 元年4月1日 制定・施行 平成21年4月1日 <u>制定・施行</u> (反社会的勢力の排除を挿入) 平成27年6月25日 <u>制定・施行</u> (入会保証金制度の削除) 平成28年3月9日 <u>制定・施行</u> (預り保証金据置期間の起算日の変更他) 平成29年6月6日 <u>制定・施行</u> (別紙 名義書換料の変更他)</p>
---	--